高度プロフェッショナル規程（ひな形）

第一章　総則

（目的）

第１条 この規程は自己の裁量のもとで高度な専門性を大いに発揮し、更なる成果の向上を実現することを目的とした高度プロフェッショナル制度について定める。

（法令等との関係）

第2条 この規程に定めのない事項は、労働基準法その他の法令、本制度についての労使委員会の決議、社員就業規則による。

（適用業務）

第3条 高度プロフェッショナル制度の対象業務は、高度の専門性を必要とする次の業務とする

①〇〇の業務

②〇〇の業務

（適用範囲）

第4条 高度プロフェッショナル制度の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

①対象業務に従事する者

②会社との書面による合意により、職務が明確に定められている者

③会社から支払われると見込まれる額が厚生労働省令で定める額以上である者

（労働基準法の規定の不適用）

第5条 適用対象者には、労働基準法の次の規定は適用しない。

①労働時間

②休憩

③休日労働の割増賃金

④深夜業務の割増賃金

第2章　健康管理措置等

（健康管理時間の把握）

第6条 会社は対象者について、健康管理時間（「事業場内にいた時間」と事業場外で労働した時間）の合計」を以下の通り把握する。

①「事業場内にいた時間」はICカードによって把握する

②「事業場外で労働した時間」は対象者の自己申告により把握する

③会社は、把握した健康管理時間を記録し、一定期間保存する

（医師による面接指導）

第7条 会社は、健康管理時間が週40時間を超える時間の合計が１か月100時間に達した対象者について、医師による面接指導を行う。

2. 対象者は医師による面接指導を受けなければならない。

3. 会社は、医師から健康管理時間の短縮等の措置の実施を指導されたときは、必要な措置をとる。

第3章　苦情の申出・同意の撤回

（苦情の申出）

第8条 対象者は、高度プロフェッショナル制度に係る苦情を会社に申し出ることが出来る。

2. 前項の申出は、口頭、文書、メールその他、方法は問わないものとする。

3. 会社は苦情を申し出た者の氏名及び苦情の内容等について、秘密を保持する。

（同意の撤回）

第9条 対象者は、高度プロフェッショナル制度に係る同意の撤回を申し出ることができる。

2. 同意撤回の申出があった時は、適用を中止する。

（不利益な取り扱いの禁止）

第10条 会社は高度プロフェッショナル制度に係る苦情の申出、適用に同意しなかった者および同意の撤回を申し出た者について、そのことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしない。

（附則）

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。